平成 28 年度

財政援助団体等監査結果報告書指摘事項等

西都市監査委員

目　　次

ページ	財政援助団体等名及び担当課等名	監査対象
1～3	西都市体育協会 スポーツ振興課	西都市体育協会補助金
4～6	シティサイト　株式会社 商工観光課	勤労青少年ホーム指定管理料・働く婦人の家指定管理料 文化ホール指定管理料
7～10	(社)西都市社会福祉協議会 福祉事務所 市民協働推進課	西都市社会福祉協議会運営補助金 西都市社会福祉協議会事業費補助金・山村憩いの家指定管理料 地域福祉センター指定管理料・老人福祉センター指定管理料

※　指摘事項等を次のとおり区分して当局に通知しています。

- 指摘事項 … 事務改善等が必要な案件に対する指摘
- 注意事項 … 軽易な間違いなどに対する注意
- 意見・要望事項 … 行政運営等に対する意見・要望

※　当局から報告された措置状況等は、平成29年5月31日現在です。

財政援助団体等名	西都市体育協会	担当課等名	スポーツ振興課
監査実施日	平成29年1月30日	指摘対象	西都市体育協会

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 スポーツ振興課が事務全般を担っているが、事務局としての位置づけが不明確である。また、支出調書の決裁欄では、スポーツ振興課長以下課員が押印することとなっており、すべて課長決裁で支出を行っているが、現在の会則では、課長が支出権限を有する規定は存在していない。 西都市体育協会会則の規定を見直すとともに、支出調書の決裁欄についても適正に変更していただきたい。	会則については総務課行政係に相談し、案を作成し、４月７日に開催された体育協会理事会及び評議委員会において承認を得て改正しました。 また、支出調書の決裁欄については、課長決裁から事務局長決裁に変更しました。
指摘事項 県民総合スポーツ祭運営費の支出調書について、使途の説明が不十分なものが見受けられた。 支出調書の内容欄に、使途を適切に記入していただきたい。	支出調書の使途を明確にすると共に適切に記入します。
指摘事項 全国大会等派遣激励費の支出について、申請者と受取人が異なる場合は、委任状を提出させ、支出調書に添付していただきたい。	申請者と受取人が同人物になるように変更します。
指摘事項 決算書について、予備費から備品購入の支出を行っているが、予備費から直接支出することはできないため、備品購入科目への充当を行ってから支出していただきたい。	今後は、予備費から直接支出することなく、必要項目に充当した上で支出します。

財政援助団体等名	西都市体育協会	担当課等名	スポーツ振興課
監査実施日	平成29年1月30日	指摘対象	西都市体育協会

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 定期預金（基金）を解約し備品を購入しているが、支出調書が作成されていない。定期預金（基金）を解約する場合は、予算を管理する通帳に繰入を行い、通常の予算処理と同様に支出していただきたい。	基金を取り崩し、支出する際は予算を管理する通帳へ繰入を行い適正な項目から支出します。
指摘事項 定期預金（基金）の収支決算書を整備していただきたい。	整備しました。

財政援助団体等名	西都市体育協会	担当課等名	スポーツ振興課
監査実施日	平成29年1月30日	指摘対象	スポーツ振興課

指摘事項等	措置状況等
指摘事項等なし	

財政援助団体等名	シティサイト株式会社	担当課等名	商工観光課
監査実施日	平成29年2月17日	指摘対象	シティサイト株式会社

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 利用料金について、営利非営利の判断や、減免の適用に関する基準に不十分な点が見受けられるため、利用者に対し公平公正な負担となるよう、これまでの事例等に基づき市と十分検討、協議し、詳細な基準を定めていただきたい。	市と協議した結果、働く婦人の家は西都市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例第15条第５項、勤労青少年ホームは西都市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例第14条第５項に定めるもののほか、西都市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則第４条第２項及び第３項の規程に準じて、基準を定めます。 また、営利非営利の判断基準も定めます。なお、指定管理３施設において、指定管理者で判断できない減免等（市長が特に認めるとき）については、申請の都度、市長と協議し、判断していきます。なお、今後は、申請者に、共催・後援・協賛等、申請内容、申請目的、入場料の有無などの記載してある資料やパンフ等の添付を求めていきます。
指摘事項 利用料金の適用区分や、減免の理由が分かるよう、申請書の摘要欄に記入していただきたい。	平成29年度から申請書の摘要欄等に記入しています。
意見・要望事項 損益計算書において、自主文化事業の入場料が営業外収益で計上されているが、指定管理料にも自主文化事業費が含まれており、施設の運営（営業）に関し重要な収入でもあることから、指定管理料と同じように営業収益として処理していただきたい。	平成29年度から営業収益として処理します。
意見・要望事項 損益計算書において、700万円あまりが「雑費」として支出されているが、勘定科目を見直すなどにより、支出内容を解りやすく区分していただきたい。	他のどの勘定科目にも当てはまらないものや一時的臨時的な費用であるので、事業年度、会計年度で同じ経費が相当程度発生する場合や金額が大きい場合（特に、雑費の半分以上を占めている委託料）には、平成29年度から独立した科目で処理します。

財政援助団体等名	シティサイト株式会社	担当課等名	商工観光課
監査実施日	平成29年2月17日	指摘対象	シティサイト株式会社

指摘事項等	措置状況等
意見・要望事項 今後の施設のあり方について、市と十分協議し、市民にとってよりよい施設となるよう努力していただきたい。	文化ホールは、まちづくりや地域活性化の核として地域の発展や豊かな暮らしづくりに貢献する施設、働く婦人の家は、女性労働者や主婦に休養やレクリエーションの場と機会を提供し、福祉の増進を図る施設、勤労青少年ホームは働く若者にクラブ活動、余暇活動等の便宜を供与し、健全な職業人を育成する施設として、指定管理３施設がそれぞれの目的を有しており、一貫性一体的な管理運営に課題があります。 いつでも、誰でも、気軽に利用できる施設であるべきですが、施設建物そのものが目的化しており、現状は指定管理３施設間でも目的の違いから緊密な連携が図られていない状況にあります。今後とも市の指導助言を受け、公平公正で、利用者が行きたくなる施設運営に心掛けます。

財政援助団体等名	シティサイト株式会社	担当課等名	商工観光課
監査実施日	平成29年2月17日	指摘対象	商工観光課

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 利用料金について、営利非営利の判断や、減免の適用に関する基準に不十分な点が見受けられるため、利用者に対し公平公正な負担となるよう、これまでの事例等に基づき指定管理者と十分検討、協議し、詳細な基準を定めていただきたい。	指定管理者（シティサイト株式会社）と協議を行い、指定管理３施設の減免に関する基準及び営利非営利の判断基準を作成し、その取扱い等について明確にしました。 判断が困難な案件につきましては、随時協議することとし、利用者に対して公平公正な負担となるよう適正な施設の管理運営に努めます。
意見・要望事項 今後の施設のあり方について、指定管理者と十分協議し、市民にとってよりよい施設となるよう努力していただきたい。	市民にとって利用しやすい施設とするため、指定管理３施設の管理運営に伴う問題点や改善点等について、指定管理者と常に情報を共有し、対処するよう更に努めます。

財政援助団体等名	（社）西都市社会福祉協議会	担当課等名	福祉事務所･市民協働推進課
監査実施日	平成29年2月24日	指摘対象	（社）西都市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 補助金の決算書について、実際の事業費は、補助金を超える支出や補助対象外の支出があり、社会福祉協議会が負担していると思われるので、その金額も含めて決算書を作成し提出していただきたい。	平成28年度分決算報告より、社会福祉協議会負担分の記載及び補助対象経費が分かるような記載方法に変更し決算書を提出いたしました。
指摘事項 生きがい交流広場の利用料金について、すべての利用申請に対し利用料金が免除されている。 利用料金は、指定管理施設の運営にとって重要な財源であり、適正な利用者負担は必要であることから、市と協議し、利用者に対し適正で公正公平な負担となるよう減免基準を定めていただきたい。	福祉事務所及び市民協働推進課と減免基準についいて協議していきます。
指摘事項 生きがい交流広場内に設置している社会福祉協議会担当部署に「地域福祉活動おうえんセンター」と愛称を付け市民対応や事業広報等に使用している。また一方では、施設内に市民活動支援業務を行う「西都市市民活動支援センター」を置くことで指定管理料が支払われている。 条例上の施設名は「西都市生きがい交流広場」であるが、複数の施設が存在するような誤解を招き、施設に対する市民の認知度に差が生じていると思われる。 市と協議し、市民に混乱が生じないよう対応していただきたい。	市民対応や事業広報等については、部署名である「地域福祉活動おうえんセンター」ではなく、「西都市生きがい交流広場」として対応し、市民に混乱が生じないよう取り組んでいきます。
意見・要望事項 山村憩いの家について、今後の施設のあり方、方向性について、市と十分協議し、市民にとってよりよい施設となるよう努力していただきたい。	現在、運営にあたる職員の確保等に課題を抱えている状況にあります。今後の施設のあり方、方向性については、福祉事務所及び地域の代表者等と協議し、市民にとってよりよい施設となるよう努力していきます。

財政援助団体等名	（社）西都市社会福祉協議会	担当課等名	福祉事務所･市民協働推進課
監査実施日	平成29年2月24日	指摘対象	（社）西都市社会福祉協議会

指摘事項等	措置状況等
意見・要望事項 生きがい交流広場については、「西都市市民活動支援センター」を置き市民活動支援を行うことに対する指定管理料を支払っている。 市民活動と福祉ボランティア活動には重なる部分もあるが、福祉関連以外の市民活動も存在することから、福祉関連以外の市民活動も含めた支援、活性化策について、市と協議し、今後のあり方を検討していただきたい。	市民協働推進課や市民活動団体と協議を行いながら事業のあり方について検討を行います。 今年度については、市民活動団体により興味を持っていただくため、参加体験プログラムの回数を増やすなどしてします。今後も市民活動支援、活性化策について要望を取り入れながら実施していきます。

財政援助団体等名	（社）西都市社会福祉協議会	担当課等名	福祉事務所･市民協働推進課
監査実施日	平成29年2月24日	指摘対象	福祉事務所

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 生きがい交流広場の利用料金について、すべての利用申請に対し利用料金が免除されている。 利用料金は、指定管理施設の運営にとって重要な財源であり、適正な利用者負担は必要であることから、指定管理者と協議し、利用者に対し適正で公正公平な負担となるよう減免基準を定めていただきたい。	現在、関係機関と協議し、関連施設の減免状況について確認を行い、生きがい交流広場の減免基準の策定作業を行っています。利用者等へ周知を行い、年度内に運用開始する予定で進めています。
指摘事項 生きがい交流広場内に設置している社会福祉協議会担当部署に「地域福祉活動おうえんセンター」と愛称を付け市民対応や事業広報等に使用している。また一方では、施設内に市民活動支援業務を行う「西都市市民活動支援センター」を置くことで指定管理料が支払われている。 条例上の施設名は「西都市生きがい交流広場」であるが、複数の施設が存在するような誤解を招き、施設に対する市民の認知度に差が生じていると思われる。 指定管理者と協議し、市民に混乱が生じないよう対応していただきたい。	施設名は、「西都市生きがい交流広場」になりますので、電話対応等での市民対応や事業広報等につきましては、今後は「西都市生きがい交流広場」として、対応していくよう協議を行っていきます。 なお、施設内においては、業務内容に応じて「地域福祉活動おうえんセンター」及び「西都市市民活動支援センター」が設置してあることになりますが、市民に混乱が生じないよう取り組んでいきます。
意見・要望事項 山村憩いの家について、今後の施設のあり方、方向性について、指定管理者と十分協議し、市民にとってよりよい施設となるよう努力していただきたい。	平成29年６月１日現在の広域な東米良地区の現住人口は、264名で高齢化率は60.33％となっております。 本年度も、地域の代表者の方々にお願いして『山村憩いの家』の常勤となる管理者を継続して探していますが、見つからず、昨年同様70代の方２名にお願いをしています。

財政援助団体等名	（社）西都市社会福祉協議会	担当課等名	福祉事務所･市民協働推進課
監査実施日	平成29年2月24日	指摘対象	市民協働推進課

指摘事項等	措置状況等
指摘事項 生きがい交流広場の利用料金について、すべての利用申請に対し利用料金が免除されている。 利用料金は、指定管理施設の運営にとって重要な財源であり、適正な利用者負担は必要であることから、指定管理者と協議し、利用者に対し適正で公正公平な負担となるよう減免基準を定めていただきたい。	現在、関係機関と協議し、関連施設の減免状況について確認を行い、生きがい交流広場の減免基準の策定作業を行っています。利用者等へ周知を行い、年度内に運用開始する予定で進めています。
指摘事項 生きがい交流広場内に設置している社会福祉協議会担当部署に「地域福祉活動おうえんセンター」と愛称を付け市民対応や事業広報等に使用している。また一方では、施設内に市民活動支援業務を行う「西都市市民活動支援センター」を置くことで指定管理料が支払われている。 条例上の施設名は「西都市生きがい交流広場」であるが、複数の施設が存在するような誤解を招き、施設に対する市民の認知度に差が生じていると思われる。 指定管理者と協議し、市民に混乱が生じないよう対応していただきたい。	愛称の「地域福祉活動おうえんセンター」ではなく施設名の「西都生きがい交流広場」として、市民対応や事業広報について対応するよう指定管理者と協議を行い、市民に混乱が生じないように努めます。
意見・要望事項 生きがい交流広場については、「西都市市民活動支援センター」を置き市民活動支援を行うことに対する指定管理料を支払っている。 市民活動と福祉ボランティア活動には重なる部分もあるが、福祉関連以外の市民活動も存在することから、福祉関連以外の市民活動も含めた支援、活性化策について、指定管理者と協議し、今後のあり方を検討していただきたい	昨年度初めて開催した「さいと市民活動フェスタ」を今年度も実施する予定です。 また、市民活動団体の活動内容を知ってもらうため、市民活動・ボランティア活動体験プログラム「さいとボラプロ」を実施します。その周知のため、「さいとボラプロ」チラシを年３回新聞折込を行う予定です。